主 文

特許庁が昭和四二年――月―八日、同庁昭和三四年審判第六―八号事件についてした審決を取り消す。 訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

原告訴訟代理人は、主文同旨の判決を求め、被告訴訟代理人は「原告の請求は、 棄却する。訴訟費用は、原告の負担とする。」との判決を求めた。 第二 請求の原因

原告訴訟代理人は、本訴請求の原因として、次のとおり述べた。

一 特許庁における手続の経緯

原告は、昭和三四年一一月二六日、被告を被請求人として、被告が商標権者である登録第五三九五二四号商標について、登録無効の審判を請求したが、特許庁は、同庁昭和三四年審判第六一八号事件として審理のうえ、昭和四二年一一月一八日、「本件の審判請求はこれを却下する。」旨の審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は、昭和四三年一月一〇日原告に送達された(出訴期間は昭和四三年五月九日まで延長)。

二 本件審決の理由の要点

審判請求人である原告は、日本国内に営業所を有しないドイツ民主共和国の外国法人であるが、ドイツ民主共和国は一九五六年三月二六日パリー条約の再適用を宣言し、さらに一九六四年七月一〇日パリー同盟条約(リスボン改正)及び原産地虚 偽表示の防止に関するマドリッド協定等への加入宣言をし、一九六四年一二月る日スイス国政府によって同条約加盟各国に対しその旨の通知がなされた。しかのパリスイス国政府は昭和四〇年一月一六日上記ドイツ民主共和国のパリ条約への加入宣言に基づく一般的効力の発生を留保し、わが国に対し、その効力を生じない旨の反対宣言をしていることが明らかとなった。してみれば、単に同国をより、「大学教育」と表表に対するのと記録を表表している。

また、相互主義の適用については、上記のような経緯に徴すると、わが国は、ドイツ民主共和国を旧特許法第三二条(旧商標法第二四条によつて準用せられている)にいう、その者の属する国に該当しないものとし、

同国との関係においては日本国内に住所又は営業所を有しない外国人の権利享有能力に関する相互主義の適用を認めるに至つていないものと解するを正当とし、その他条約又はこれに準ずべきものに特段の協定もないから、本件に相互主義の適用を認めることもできない。よつて、商標法施行法第七条第八項を適用して、請求人の本件審判請求を却下することとする。

三 本件審決を取り消すべき事由

本件審決は、次の諸点において法律の解釈適用を誤つた違法があるから取り消さるべきものである。

1 本件審決は、実体的権利能力と手続的当事者能力とを混同して、原告の本件無効審判請求を却下したものである。すなわち、民事訴訟法における当事者能力を有する者と民法における一般的権利能力を有する者とが必ずしも一致しないように、旧商標法(大正一〇年四月三〇日法律第九九号)においても、商標権又は商標に関する権利という実体的権利の主体となることのできる地位又は資格である権利能力と無効審判という手続上の諸効果の帰属主体となりうる能力(審判当事者能力)とは別個の概念であつて、その適用の面を異にするのである。そして旧商標法第二四条により準用せられている旧特許法第三二条は実体的権利についてのみ規定するものであるにもかかわらず、本件審決が無効審判当事者能力の有無に関し同条を適用したことは誤りである。

無効審判は一の行政争訟であつて、無効審判に関し、明文の規定のない場合には、行政争訟としての性質から解釈決定されるべきであり、したがつて、無効審判における、当事者能力については、行政争訟法たる行政事件訴訟法、行政不服審査法の規定を類推して、民事訴訟法の当事者能力の規定によるとするのが妥当である。

したがつて、ドイツ民主共和国法人たる原告は、民法第二条及び第三六条にもと

づき、民法上一般的権利能力を有しており、この一般的権利能力にもとづいて、民事訴訟法第四五条により民事訴訟法上の当事者能力を有すると同時に、旧特許法上無効審判当事者能力を有するものである。本件審決は、この点の解釈を誤り、原告 の無効審判当事者能力を否定した違法がある。

本件審決は、わが国は、ドイツ民主共和国を旧特許法第三二条にいう の属する国に該当しないものとし、同国との関係においては相互主義の適用を認めるべきではないとしているが、これは旧特許法第三二条中の相互主義に関する規定 許に関する権利を法律上保護しており、まさに旧特許法第三二条に規定する相互主 義が認められる場合の要件を充たしている。旧特許法第三二条で規定する相互主義 の主旨は、日本国民の工業所有権に関する権利を実効性ある諸法律制度により保護 してくれるような国の国民には、当然に日本においても日本国民と同様に保護するということにあるのであつて、日本で保護を求める者の属する本国を日本国政府が国として承認しているかどうかは問わないと解すべきである。したがつて、旧特許法第三二条の相互主義の規定は、ドイツ民主共和国法人たる原告についても適用が あり、原告は旧特許法上の権利能力者として、本件無効審判を請求する資格を有す るといわなければならない。現に、特許庁は昭和四四年二月以降、ドイツ民主共和 国国民の特許商標等の出願を受理し、それぞれ所定の審査手続を進めているのであ る。

3 本件審決は、ドイツ民主共和国が一九五六年三月二六日パリ条約の再適用を宣言し、さらに一九六四年七月一〇日にパリ条約(リスボン改正)等への加入宣言をしたこと、及び一九六四年一二月一五日スイス国政府がその旨を同条約加盟各国に 通知したことを認めながら、日本国政府が昭和四〇年一月一六日上記ドイツ民主共 和国のパリ条約への加入宣言にもとづく一般的効力の発生を留保し、わが国に対 し、その効力を生じない旨の反対宣言をしていることが明らかだから、単に右加入 宣言があつたというだけでは原告が本件審判請求をなすについて権利能力を有する ものと認めることはできないとするが、これはパリ条約の解釈としてドイツ民主共和国の同条約への加入の効力を留保できないにもかかわらず、これを留保すること ができるものとして原告の本件審判請求能力を否定した違法なものである。すなわ ち、パリ条約第一六条においては、同条約は、いかなる国でも加入できる開放条約 であることを明らかにし、これに加入しようとする国は同盟国の同意又は承認をな んら必要とせず、外交上の経路を通じてスイス国政府へ加入通告し、かつその加入 通告がスイス国政府から同盟各国へ通告されれば、一定期間経過後当然に同条約へ の加入の効力を生ずる旨を規定している。これを本件についてみれば、本件審決も 認めているとおり、ドイツ民主共和国は外交上の経路をとおしてパリ条約への加入 をスイス国政府へ通告し、同政府は、その旨を同盟各国へ通告しているのであるから、ドイツ民主共和国のパリ条約への加入はこれにより当然に法的効力を生じてい るのである。もつとも、日本国政府は、ドイツ民主共和国を承認していないかもし れないが、パリ条約第一六条第一項に規定される「この条約の当事者でない国」と は日本国政府が承認した国に限られるものではなく、国家としての実質を有し、国際社会において、国家として活動し、本条約を遵守、履行する能力がある国は全て

含まれるのである。 そしてドイツ民主共和国は、実質的にも国家であるから、日本国政府による承認 の有無にかかわらず、パリ条約に適式に加入しているものというべきである。した がつて、ドイツ民主共和国国民は、わが国において工業所有権の保護に関し内国民 と同一の保護を受けるべきものであつて、原告が本件無効審判を請求するについて もその資格を有するものといわなければならない。 被告の答弁

が、原告主張のとおりであることは認めるが、その余は争う。本件審決の判断は正 当であり、原告主張のような違法の点はない。

(1) 民法における一般的権利能力と民事訴訟法における当事者能力とは必ずし も一致しないことは原告主張のとおりであるが、旧商標法第二四条により準用せら れる旧特許法第三二条には「外国人ニシテ国内ニ住所ヲモ営業所ヲモ有セサルモノ ハ・・・・特許権又ハ特許二関スル権利ヲ享有スルコトヲ得ス」と規定し、本来 わが国内に住所、営業所を有しない者は商標権又は商標に関する権利を享有する能力を有しない旨を明らかにしており、しかもここにいう権利には、商標権に関する審判請求をなすについての権利を包含することはいうまでもない。したがつて、原告が本件無効審判請求をするについて当事者能力を有しないとした本件審決は正当である。

もつとも、わが国特許庁が昭和四四年二月以降、ドイツ共和国国民の特許商標等の出願を受理し審査を行つていることは原告主張のとおりであるが、それ以前にかかる本件審決当時にはかかる取扱いはなされておらず、またそれ以後も審判の請求に関してはかような取扱いは認められていないものと解すべきである。

(3) パリ同盟条約は加盟国間における工業所有権の保護に関する国際法規であるが、国家としての再発には他の国家には国家として存在性は他の国家には国家として存在性のの事実上の存在にすぎず国際法的には国家として存在では一つの事業には国家として必要には一つの事業には国家として必要には一つの事業に対しては一つである。のでは、「国」としておらず、したがつて、パリ条約第一六条に規定でする、しては認めていないのである。ののであるが、パリ条約には、「同盟国」としては認めていないのである。ののであるが、パリ条約に対しては認めていないのであるが、パリ条約に対しても、これを「同盟国」としては認めていないのであるが、パリ条約に対している同盟国の自主の判断に委ねられているのであるではない。の資格を取得するものではない。第四 証拠関係(省略)

理 由

(当事者間に争いのない事実)

ー 本件に関する特許庁における手続の経緯、本件審決理由の要点が、いずれも、 原告主張のとおりであることは、当事者間に争いがない。

(本件審決を取り消すべき事由の有無について)

二 原告が肩書地を本店所在地とし、日本国内に営業所を有しない外国法人である ことは、本件弁論の全趣旨に徴し、明らかである。

つて外交上承認された国家だけを指称するものと解するのは相当ではない。けだ し、ある国を外交上国家として承認するか否かは外交政策上の問題たるに止まり、 その国が国家としての実質的要件、すなわち一定の領土及び人民のうえに、これを 支配する永続的かつ自立的な政治組織を具有している場合であつて、わが国民に対 しても特許権及び特許に関する権利の享有を保障するに足る法秩序が形成されてい る場合には、その国の国民に対しても特許権及び特許に関する権利の享有を認める ことが、相互主義を定めた同条の趣旨にそうゆえんであり、また、いわゆるパリー 条約の定める平等主義の建前からみても相当だからである。この点に関し、被告 は、未承認国に対し右相互主義の適用が認められるにはわが国政府によるその旨の 決定、宣明が必要であると主張するが、わが実定法規はかような手続要件につきな んらの規定を設けていないばかりでなく、これを必要とすると解釈すべき根拠も見 出すことはできないから、たとい未承認国であつても法所定の各要件を充足してい ると認められる限り、当然にこれにつき相互主義の適用があるものというべきであ

そしてドイツ民主共和国(東ドイツ)が、第二次世界大戦の結果、旧ドイツ国に 対する占領政策の遂行上これが二分されて、 バッ 3 日 限政策のを日本に1000 エカミッと、 ドイツ連邦共和国(西ドイツ)とともに成立したもので、両者とも前記のような国 家としての実質的要件を具備し、国家として実際上の活動を続けているものであ り、かつ、その間に正統政府を呼称しての対立抗争があるわけのものでもないこと 当裁判所に顕著な事実であり、かつ、成立に争いのない甲第四ないし第九号証 は、わが国において外交上承認された国家でないことは顕著な事実であるが、旧商 標法第二四条によつて準用せられる旧特許法第三二条にいう「国」に該当するもの と解するのが相当であり、相互主義の適用を認めて、同国法人である原告に対し特 許権及び特許に関する権利(商標権及び商標に関する権利)の享有を認めるべきも のといわなければならない。そして商標に関する審判の請求権が右の商標に関する 権利に包含されることは多く言うをまたずして明らかなところである。 しかるに、この点の判断を誤り、原告に対して相互主義の適用を認めず、本件商 標登録無効審判の請求をするについて当事者能力を有しないものとしてこれを却下

した本件審決は、その余の点についてさらに判断するまでもなく、違法として取消 を免れない。

(むすび)

叙上のとおりであるから、前記の点に判断を誤つた違法があるとして、本件審 決の取消しを求める原告の本訴請求は、理由があるものということができる。よつ てこれを認容することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法第七条及び 民事訴訟法第八九条を適用し、主文のとおり判決する。 (裁判官 青木義人 石澤健 布井要太郎)